

外国人労働者が遭遇するパワーハラスメントハラスメント (レイシャルハラスメント) 事例

特定非営利活動法人 移住者と連帯する全国ネットワーク

イ 身体的な攻撃

- ・人種、民族、国籍等を理由とした身体的暴力
- ・日本語能力不足等を理由とした身体的暴力

| 国籍 | 在留資格 | 業種 | 事例 |
|------|------|----|--|
| ベトナム | 技能実習 | 建設 | 日本語が通じないから日本人社員から「体で指導する」として日常的に工具でヘルメットを叩く、殴る、蹴る等の暴行が加えられた。 |

ロ 精神的な攻撃

- ・暴言
- ・人種、民族、国籍等に対する差別的言動、侮辱
- ・日本語能力の不足等を理由とした精神的暴力
- ・在留資格の更新への協力をしない等在留資格喪失をにおわせること。帰国を強要すること。

| 国籍 | 在留資格 | 業種 | 事例 |
|-------|---------|---------------|--|
| カンボジア | 技能実習 | 建設 (水道管工事) | 日本人従業員から連日、「バカ、アホ」、「死ぬ」、「国へ帰れ」などの暴言を浴びせられた。さらに激しい暴行を加えられ、うつ病を発症、労災認定され現在も本国にて治療中。(資料①) |
| フィリピン | 介護 | 介護 | 介護施設利用者から「くろんぼ」と呼ばれている。 |
| 中国 | 日本人配偶者等 | 介護 | 介護施設長から「中国人はお金のことばかり言う」と言われた。 |

ハ 人間関係からの切り離し

- ・職場で、母国語（日本語以外）で話すことを禁止すること
- ・日本人従業員との会話を禁じること
- ・技能実習生を本人の意に反して帰国させること

| 国籍 | 在留資格 | 業種 | 事例 |
|----|------------|------|-----------------------------------|
| 中国 | 永住 | サービス | 「職場では中国語を話すな」と言われた。 |
| 中国 | 技術人文国際（通訳） | 水産加工 | 職場で禁じられていた日本人従業員との会話をしたとして、解雇された。 |

| | | | |
|--------|------|------|--|
| インドネシア | 技能実習 | 水産加工 | 入国後講習中に「日本語ができない」という理由で、本人の意に反して強制帰国 ¹ させられた ² 。 |
|--------|------|------|--|

二 過大な要求

- ・勤務時間以外に使用者の私的な用務に従事させること

| 国籍 | 在留資格 | 業種 | 事例 |
|----|------|----|--|
| 中国 | 技能実習 | 縫製 | 半身不随状態の社長の介護や身の回りの世話（オムツ替え、食事作り、掃除、洗濯等）をさせられた。 |
| 中国 | 技能実習 | 縫製 | 勤務時間外に社長にマッサージをさせられた。 |

ホ 過小な要求

- ・日本語能力の不足を理由に業務から外すこと
- ・差別的に残業させず、他の者に比べて収入減少をもたらすこと

| 国籍 | 在留資格 | 業種 | 事例 |
|----|------|------|--|
| 台湾 | 留学 | コンビニ | 客から「日本語がわからないから日本人に代われ」と言われた。 (資料②) |

へ 個の侵害

- ・会社外の日本人と接触を禁じること
- ・労働者の国籍や人種・民族、ルーツについて、本人の同意なしに、他者に開示すること
- ・宗教上の行為を不当に制限すること（定期的な礼拝を制限すること等）

| 国籍 | 在留資格 | 業種 | 事例 |
|--------|---------------|----|---|
| フィリピン | 技能実習 | 農業 | 職場の連絡先を日本人の知人に伝えると、ルールを破ったとして、知人らとの接触を禁止された。 |
| インドネシア | 特定活動 (EPA) | 看護 | 看護師資格の国家試験の会場で、宗教上の理由から着用しているスカーフ（ジルバブ）を監督員にめくられた。(資料③) |

ト その他

- ・職場環境における、国籍を理由とした設備の分離

| 国籍 | 在留資格 | 業種 | 事例 |
|----|------|----|----|
|----|------|----|----|

¹ 「強制帰国」とは、実習半ばに、実習生が意に反して監理団体や会社（実習実施者）、あるいは送り出し機関などにより強制的帰国させられる行為である。強制帰国が実行される際は、実習生は外部との接触が制限され、身体を拘束され、空港へ連行される。

² 「強制帰国」への対応としては、通常、「不当解雇」として争う方法がある。

| | | | |
|--------|---------------|------|---|
| 中国 | 技能実習 | 縫製 | 職場でトイレが「日本人用」と「中国人用」に分かれていた。ある日、急を要していたため「日本人用」を使用したら社長からひどく叱られ、さらに皆の前で注意された。(資料④) |
| ベトナム | 技能実習 | 水産加工 | 残業代の割増分が払われていないことを会社に訴えたところ、経営者から「残業代を払うくらいなら、タイ人かフィリピン人を雇う」、「お金が欲しいならバーで働け」などと暴言を浴び、残業代割増分の支給を拒否された。 |
| カンボジア | 技能実習 | 縫製 | 最低賃金違反の残業代が1時間600円しか支給されず、中国人(800円)との差について問うと、会社は「カンボジアは物価が安いから」と言って応じようしなかった。 |
| インドネシア | 特定活動 (EPA) | 介護 | 来日前の契約では寮の一人部屋の利用が約束されていたが、「インドネシアでは大家族だからいいでしょう」と言われて、一緒に来日したインドネシア人たちと同じ部屋にさせられた。 |